

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様(技術スペック)
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様(スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

輸出令及び貨物等省令のマトリックス

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等 省令 第14条 第14号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
* 安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリックス」により参照可能。

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日: 平成31年1月〇日

判定者: ××化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意。様式は自由。

判定日以降に法令改正がされていないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

参:P19

リスト規制の注意点

1. **複数の項目**によって規制される場合がある！

例1 炭素繊維



遠心分離機¹の材料、ミサイル材料、通常兵器の材料として規制！
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)

例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても
6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウエハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の
両方の項番で規制。

リスト規制の注意点(続き)

2. **最新の規制リスト**を参照する！(原則毎年、部分的に改正)

NEW

➡ 最新のリスト改正は**2019年1月9日**施行



**輸出時点における規制
リストの参照が必要!**

3. **部分品、附属品**にも注意!



➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称が
リスト記載されていない**場合がある!



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)からの電波を受信する装置であって、

次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

※経済産業省のHPIにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。